

工 事 仕 様 書

- 1 工事はすべて安城市役所維持管理課の指示を受けて施工すること。
- 2 工事は交通に支障なく施工することを原則とし、やむをえず交通禁止、
交通制限を行うときは関係官公庁の許可を得て所定の場所に規定の標
識を立てる。
- 3 工事箇所は所定の標識を設置するとともに危険防止柵を設け、かつ、
夜間は赤色灯をつけ、一般通行人に危険をおよぼさないように措置する。
- 4 掘削土や工事用資材は、常時整理して一般道路交通に支障のないよ
うにする。